乙第１１号証の１

内　　閣

- 内　　閣
  - 内閣総理大臣 ※
  - 国　務　大　臣
    - 国務大臣は、16人以内とし、特別に必要がある場合においては、3人を限度にその数を増加し、19人以内とすることができる（復興庁、国際博覧会推進本部が置かれている間における人数を含む。）※
  - 内　閣　官　房 (1,547)
    - 内閣官房長官 ※
    - 内閣官房副長官 (3人) ※
    - 内閣危機管理監 (1人) ※
    - 内閣総理大臣補佐官 (5人以内を置くことができる) ※
    - 秘　書　官 (16人) ※
    - 内閣感染症危機管理統括庁
      - 内閣感染症危機管理監 (1人)
        - 内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる。
      - 内閣感染症危機管理監補 (1人)
        - 内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもって充てる。
      - 内閣感染症危機管理対策官 (1人)
        - 厚生労働省の医務技監をもって充てる。
    - 国家安全保障局
      - 国家安全保障局長 ※
      - 国家安全保障局次長
        - 3人、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者及び内閣サイバー官をもって充てる。
      - 内閣総務官室 ◎
        - 内閣総務官 (1人)
        - 総理大臣官邸事務所長 (1人)
        - 公文書監理官 (1人、充て職)
      - 内閣官房副長官補 (3人) ※
      - 内閣広報官 (1人) ※ — 内閣広報室 ◎
      - 内閣情報官 (1人) ※ — 内閣情報調査室 ◎
        - 内閣衛星情報センター
          - 所　　長 (1人)
      - 内閣サイバー官 (1人) ※ — 国家サイバー統括室 ◎
    - 内閣人事局
      - 内閣人事局長
        - 内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる。
      - 人事政策統括官
        - (3人、うち1人充て職)
  - 内　閣　審　議　官
    - 併任の者を除き80人であり、うち46人は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるもので、また、上記46人以外のうち、43人は令和8年3月31日まで、1人は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第8条に規定する移行期間の末日まで置かれるものとする。
  - 内　閣　参　事　官
    - 併任の者を除き111人（当分の間110人）であり、うち32人（当分の間31人）は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。